

◇大阪市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

- 1 職制改正に伴い、北部方面営業担当課長及び南部方面営業担当課長の専決事項を定めることにしました。
- 2 職制改正に伴い、理事、給水課長、施設保全センター所長、水質試験所長、東部水道センター所長及び水道センター維持担当課長の専決事項を改めることにしました。
- 3 職制改正に伴い、水道センター営業担当課長を廃止することにしました。
- 4 その他必要な規定の整備をすることにしました。
- 5 この規程は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(水道局総務部総務課)